

国内経済要録

◇昭和51年度の地方財政対策に対する協力についての大蔵省通達

大蔵省は、景気の着実な回復を指向しつつ、国民生活に密着した生活関連施設の整備を図るとともに、地方財政の財源不足に対処するための所要の財源を確保することを基本として策定された昭和51年度地方債計画に基づき発行が予定されている地方債(発行予定額4兆8,000億円)について、民間金融機関による消化が期待されているものについては、関係金融機関において、状況に応じ相互に協調して、その円滑な消化に格段の努力を払うよう、各金融団体代表者あて通知した(6月1日)。

◇歩積・両建預金の自粛の徹底についての大蔵省通達

大蔵省は、各金融機関に対し、過当な歩積・両建預金の自粛について、金融機関としては拘束するとはしていないにもかかわらず、債務者側においては事实上払戻すことが困難であると考えている預金があり、実際にも払戻しができなかった事例、担保が十分あるにもかかわらず預金を拘束されているとする事例等が見られることにかんがみ、拘束性預金に関する債務者への正確な通知の励行、債務者からの苦情に対し積極的に対応する体制の整備、充実等について、なお一層の努力を傾けるとともに、過度の預金勧誘の自粛についても、その徹底を図るよう、各金融団体代表者等あて通達した(6月15日)。

◇株式店頭市場の整備に伴う証券会社の営業態度についての大蔵省通達

大蔵省は、「証券取引所の上場基準等の強化を契機として、非上場中堅企業および上場廃止となる企業の株式に流通の場を与えるために株式店頭市場を整備改善することとされたが、店頭市場の規模は取引所市場に比べ格段に小さく店頭銘柄の流通性には大きな制約があることなどにかんがみ、店頭市場取引については、取引所取引に比べ投資者保護の必要性が一段と強く要請されるものである」との判断から、概要次のとおり日本証券業協会

会長あて通達した(7月1日)。

なお、この通達に伴い、昭和38年3月7日付「店頭銘柄の価格発表制度について」の通達は廃止された。

(1) 証券会社の投資勧誘について

イ. 店頭売買銘柄(登録銘柄、登録扱い銘柄およびその他の非上場銘柄で証券会社間または証券会社と顧客との間に流通する株式および新株引受権証書をいう。以下同じ。)は、その特殊性からみて、これを投資対象として一般の投資家に勧奨することには慎重であらねばならない性質のものであるから、証券会社は、店頭売買銘柄について顧客に積極的に推奨するような態度は慎まなければならない。

ロ. 証券会社が店頭売買銘柄の売買を受注する場合には、顧客の資力、投資経験等について調査するとともに、当該顧客に対し、店頭取引の仕組および登録制度等について説明し、その取引に当たっては慎重な態度を要することを十分理解させなければならない。

(2) 証券会社の自己売買について

証券会社が自己の計算で店頭売買銘柄の売買を行うことは流通の円滑化を図るために必要な場合に限るものとする。その場合においても、店頭売買銘柄は浮動株が少なく少量の売買取引によっても価格が著しく変動するものであるから、公正な価格形成を阻害したり、自社の経営の健全性をそこなったりすることのないよう十分留意しなければならない。

(3) 非上場株式の公開について

店頭銘柄の登録基準は日本証券業協会の規則で定められているところであるが、どのような銘柄を店頭市場に登録するかについては、あくまでも登録申請を行う証券会社が自己的責任において慎重に判断すべきものである。従って、証券会社は非上場株式を店頭市場へ登録銘柄として公開するに当たっては、幹事証券会社としての責任を認識し、当該銘柄の内容について十分な審査を行わなければならず、幹事競争に走るあまり当該会社の財務内容のはあくがおろそかになり、その結果、投資者に不測の損害を及ぼすことのないよう十分留意しなければならない。